

建築計画概要書等閲覧規則の一部改正の概要

1 改正の趣旨

建築基準法による建築確認済証が交付された建築物については、「建築計画概要書等の写し」及び「台帳記載事項証明書」（以下「建築計画概要書等」という。）の交付を5つの土木事務所で行っている。

申請者の待ち時間の短縮等のため、「建築計画概要書等閲覧交付システム（以下、「システム」という。）」の開発を進めている。

令和6年10月1日の運用開始に伴い、建築計画概要書等の閲覧に関する規定の改正等、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) システムでは5土木事務所の建築計画概要書等のデータを保有することから、5土木事務所の所管区域に関わらず閲覧を可能とする規定を追加する。

(第5条関係)

(2) システムで建築計画概要書等を閲覧する場合は申請者が自らシステムに接続された端末機器を操作する方法となることから、閲覧申請書の記載を不要とする規定を追加する。(第5条関係)

3 施行日

令和6年10月1日